

新発売

長期給与補償サポート (団体長期障害所得補償保険)のご案内

「ローン」の備えと「生活」の備えに

安心をプラス!



補償の範囲が広く、

長〜い!



25%
OFF

月々の保険料が

安い!



手続きが

カンタン!

医療費

生活費・税金

「もしも」
働けなくなったら・・・
住宅ローンとか医療費とか
生活費とか・・・
どうすればいいんだろう

ローン等各種支払

という不安はありませんか？

例えば、一般的な会社員の場合、有給休暇期間を過ぎると、給与は途絶えてしまいます。その後、通算18か月間は健康保険等から公的給付が受けられますが、その額は月給のおよそ67%（標準報酬月額額の2/3）です。また、生命保険等の入院保険金支払日数は、一般的に60～180日程度と短く、長期の就業障害に対応するのは、困難です。

そんな「もしも」のときに備えて
「安心」をプラスする

～クラブフォレスト会員限定～

長期給与補償 サポート

（団体長期障害所得補償保険）

特長2

月々の保険料が **安い!**

団体割引25%が適用されており、非常に
低廉な保険料でご加入することが出来ます!

また、このプランは個人でご契約することが出来ません。

家計にもやさしくて
助かるわ!



特長1

補償の範囲が広く、**長～い!**

長期給与補償サポートなら長期にわたる
就業障害を補償!

病気やケガ、精神疾患で長期にわたり働けない場合に、収入を補償します。就業中でもプライベートでも24時間、国内外問わず補償します。また、入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も保険金の支払い対象となります。職場復帰後も就業障害が残り、所得喪失率が20%を超える場合、所得の喪失割合に応じて補償が継続されます。最長65才まで収入の補償ができ、ご家族も安心です。



もしもの時に
安心ね!

特長3

手続きが **カンタン!**

お申し込みはWEBにて完了!

生年月日、性別、プランを選択するだけで
見積もりが出来ます。

告知のみだから
簡単だね!



長期給与補償サポート(団体長期障害所得補償保険)の補償内容

加入口数の
上限

加入口数(保険金額)は、現在の平均月間所得額※(ボーナスを含む年収の1/12)の健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など)は50%以内、国民健康保険の加入者(自営業の方など)は70%以内で、適切な金額をお決めください。 ※直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得の平均月額をいいます。

団体割引25%

免責期間 **60日**

てん補期間

60才満了(免責60日間)プラン 60才に達する誕生日前日の属する月末まで

65才満了(免責60日間)プラン 65才に達する誕生日前日の属する月末まで

※免責期間の終了日の翌日から60才または65才に達する誕生日前日の属する月末までの期間が3年に満たない場合は最長3年間。ただし、精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

月払保険料(1口あたり、保険金額5万円)〈最低2口から〉

60才満了

年令	男性	女性	年令	男性	女性
20~24才	436円	331円	40~44才	931円	1,113円
25~29才	478円	474円	45~49才	1,214円	1,411円
30~34才	560円	626円	50~54才	1,289円	1,408円
35~39才	696円	875円	55~59才	1,125円	1,111円

65才満了

年令	男性	女性	年令	男性	女性
20~24才	449円	341円	45~49才	1,463円	1,733円
25~29才	498円	492円	50~54才	1,817円	2,036円
30~34才	594円	661円	55~59才	2,029円	2,050円
35~39才	755円	945円	60~64才	1,805円	1,643円
40~44才	1,048円	1,265円			

健康時の月収

免責期間
60日

〈一般的な会社員のイメージ図〉

長期給与補償サポート

(団体長期障害所得補償保険)

保険金額
1口5万円
最大10口50万円まで
(最低2口・10万円～)

▲就業障害発生

60才または65才まで →

* 傷病手当金や障害年金等が支給される場合がありますので、それらを勘案のうえご加入ください。

ご加入の目安

30才 男性 年収600万円 60才満了プラン

毎月の住宅ローン返済額は、15万円

生活費の一部として、10万円をプラスすると、月払保険料は…

560円×5口(25万円) = 2,800円

まだ子供も
小さいし
生活費もプラスα
したいな



※保険料は、保険始期日(2025年1月1日)時点での満年齢によります。※天災危険補償特約、精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の場合)がセットされています。

団体割引25%

免責期間 **180日**

てん補期間

60才満了(免責180日間)プラン 60才に達する誕生日前日の属する月末まで

65才満了(免責180日間)プラン 65才に達する誕生日前日の属する月末まで

※免責期間の終了日の翌日から60才または65才に達する誕生日前日の属する月末までの期間が3年に満たない場合は最長3年間。ただし、精神障害による就業障害の場合は、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

月払保険料(1口あたり、保険金額5万円)〈最低2口から〉

60才満了

年令	男性	女性	年令	男性	女性
20~24才	283円	204円	40~44才	570円	719円
25~29才	294円	278円	45~49才	766円	941円
30~34才	331円	364円	50~54才	916円	1,050円
35~39才	404円	506円	55~59才	867円	885円

65才満了

年令	男性	女性	年令	男性	女性
20~24才	292円	212円	45~49才	938円	1,178円
25~29才	307円	291円	50~54才	1,338円	1,581円
30~34才	354円	388円	55~59才	1,564円	1,639円
35~39才	442円	554円	60~64才	1,427円	1,325円
40~44才	648円	827円			

健康時の月収

免責期間
180日

〈一般的な会社員のイメージ図〉

長期給与補償サポート

(団体長期障害所得補償保険)

保険金額
1口5万円
最大10口50万円まで
(最低2口・10万円～)

▲就業障害発生

60才または65才まで →

* 傷病手当金や障害年金等が支給される場合がありますので、それらを勘案のうえご加入ください。

ご加入の目安

35才 男性 年収500万円 65才満了プラン

毎月の住宅ローン返済額は、10万円

生活費の一部として、10万円をプラスすると、月払保険料は…

442円×4口(20万円) = 1,768円

趣味などに
お金を使いたいから
保険料はなるべく
安くしたいな



※保険料は、保険始期日(2025年1月1日)時点での満年齢によります。※天災危険補償特約、精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の場合)がセットされています。

引受保険会社での団体長期障害所得補償保険で実際に保険金をお支払いした疾病の事例です。

43才 男性		42才 女性		63才 男性	
傷病名	パーキンソン病	傷病名	慢性腎不全	傷病名	脳梗塞
経過	40才頃からふるえが両手に頻繁に起こるようになり、パーキンソン病との診断を受け、休職。治療を続けるも、回復せず退職を余儀なくされた。	経過	血液検査を受けたところ慢性腎不全との診断を受け、就業が困難な状態となる。透析治療を行っているが、就業復帰の目処はたっていない。	経過	仕事中突然倒れ、脳梗塞の診断を受けそのまま入院。麻痺が残り就業できる状態までの回復ができず、退職した。
支払保険金	保険金額20万円 960万円を支払済み	支払保険金	保険金額20万円 1,440万円を支払済み	支払保険金	保険金額20万円 1,200万円を支払済み
支払期間	44才から60才まで 16年間支払予定	支払期間	60才まで 18年間支払予定	支払期間	59才から63才まで 5年間支払済み

お申込方法は 簡単!

お手元にクラブフォレスト会員のID(お客様番号:1から始まる8桁)をご準備ください。

会員ID(お客様番号:1から始まる8桁)がご不明な場合はクラブフォレストホームページ(<https://clubforest.com>)でご確認いただくか、住友林業の担当支店までご連絡ください。

Web上で新規加入手続きをお願いします。

申込手続きサイトはこちら

<https://clubforest.com/gjtd/>

スマートフォン用
申込手続きQRコード



IDメモ欄

加入資格	クラブフォレストの会員(家族会員も含む) 以下の方はお申し込みできませんので、ご注意ください。 ●就業障害が発生しても収入が減少しない方 ●健康保険の対象とならない方 ※保険期間中に上記の対象外職種へ変更になった場合には必ず代理店・扱者までご連絡ください。 ※万が一、上記の対象外職種でご加入されている場合は保険金をお支払いできない場合がございます。
保険期間	2025年1月1日午後4時~2026年1月1日午後4時(自動継続)
補償開始日までの流れ	お申込み月の4か月後の1日(午後4時)より補償開始となります。
保険料払込方法	補償開始月の27日にご指定の口座より毎月振替
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第一部・第二課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館18階 TEL:03-3259-6675
代理店・扱者	スミレンタープライズ株式会社(幹事) 保険事業部 〒163-0927 東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス27階 住友林業株式会社 〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 マーシュ ジャパン株式会社 西日本コンタクトセンター 〒802-0005 福岡県北九州市小倉北区塚町1-3-15 日本生命小倉塚町ビル3階 jp.marshcc@marsh.com

お問い合わせ先

0120-948-071

受付時間 9:00-17:00(祝祭日を除く月~金) jp.marshcc@marsh.com

お問い合わせの際には「クラブフォレストの会員」であることをお伝えください。

この保険はクラブフォレストの会員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。なお、このパンフレットは団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)」をご覧ください。
(自動継続の取扱いについて)ご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、次年度以降の募集においては、前年のご加入内容に応じたタイプ・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

A24-100974 (2024年9月)